

事業者各位

鳥取県西部広域行政管理組合

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、国土交通省通知（令和2年4月20日付国官総第12号、国地契第5号等）及び鳥取県県土整備部長通知（令和2年4月10日付第202000014247号通知）等の内容を踏まえ、当組合の発注する工事及び業務（以下「工事等」という。）においても、当面の措置として以下のとおり対応することとしましたので、ご承知ください。

記

1 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等の適切な措置を行うこととします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこととします。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じるようお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられており、また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられております。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとるようお願いします。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すようお願いします。

(4) 受注者（下請業者を含む）の作業従事者が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（V）、感染流行警戒地域（VI）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、打合せは、WEB会議システム、情報共有システム、電子メール等を活用し、やむを得ない場合を除き、対面による打合せは行わないこと。その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認したうえで、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染流行嚴重警戒地域（V）、感染流行警戒地域（IV）の指定が無い場合においても、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。なお、PCR検査実施後は、やむを得ない場合を除き外出を自粛すること。このPCR検査に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議をお願いします。

(5) 発注（下請発注を含む）を県外業者に行うなどで作業員宿舎を設置される場合は、次のとおり感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

<作業員宿舎における対応>

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・ 定期的に換気を実施する。
- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 食堂等において、対面で座ることがないように机等を配置する他、利用時間の分散など利用に当たってのルールを設定する。
- ・ 机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・ 入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む

3 県外製作工場での監督員等の立会による検査（出来形・品質）について

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は、当面行わないこととします。

なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととします。

4 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは、次のとおりとします。

(1) 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出すること。

※ 契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

(2) 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点

に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

5 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で協議を行いますので、監督員に連絡くださいますようお願いいたします。

(以上)

<p>【問い合わせ先】 事務局総務課入札財政担当 TEL:0859-22-7732</p>
--